

## 富士川町行政組織規則の一部を改正する規則

富士川行政組織規則(平成22年富士川町規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「農林振興担当」を「農林振興担当 かじかの湯担当」に改める。

第4条の表産業振興課の部商工観光担当の項中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号から第31号を1号ずつ繰り上げる。

第4条の表産業振興課の部農林振興担当の項の次に次の1項を加える。

かじかの湯担当

- (1) かじかの湯の管理運営に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

富士川町行政組織規則 新旧対照表

新	旧
<p>(課の内部組織)</p> <p>第3条 課の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 産業振興課 商工観光担当 農林振興課 <u>か</u> <u>じかの湯担当</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する内部組織の所掌事務は、次の とおりとする。</p> <p>政策秘書課～子育て支援課 略</p> <p>産業振興課 商工観光担当 (1)～(25) 略</p> <hr/> <p><u>(26)～(30)</u> 略</p> <p>農林振興担当 略</p> <p><u>かじかの湯担当</u> (1) <u>かじかの湯の管理運営に関すること。</u></p>	<p>(課の内部組織)</p> <p>第3条 課の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 産業振興課 商工観光担当 農林振興課 _____</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する内部組織の所掌事務は、次の とおりとする。</p> <p>政策秘書課～子育て支援課 略</p> <p>産業振興課 商工観光担当 (1)～(25) 略</p> <p><u>(26) かじかの湯に関すること。</u></p> <p><u>(27)～(31)</u> 略</p> <p>農林振興担当 略</p> <hr/> <p>_____</p>